

令和 6 年 9 月 6 日 提出

今治市議会定例会（第 4 回）議案

今治市議会定例会（第4回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案64	令和6年度 今治市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
議案65	今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案66	今治市立図書館条例の一部を改正する条例制定について	7
議案67	今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例制定について	15
	て	
議案68	今治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
	いて	
議案69	今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	23
議案70	今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	27
	て	
議案71	財産の取得について（小型動力ポンプ）	33
議案72	財産の取得について（防火服）	37
議案73	財産の取得について（教育系情報基盤システム用機器）	41
議案74	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	45
	いて	
議案75	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	49

議案76	令和5年度 今治市水道事業決算の認定について	55
議案77	令和5年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	57
議案78	令和5年度 今治市簡易水道事業決算の認定について	59
議案79	令和5年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	61
議案80	令和5年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	63
	て	
議案81	令和5年度 今治市下水道事業決算の認定について	65
議案82	令和5年度 今治市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	67
報告8	専決処分について	69
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	71
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	73
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	75
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	77
報告9	公営企業資金不足比率について	79

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号利用事務で利用する事務を新たに追加するもの。

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年今治市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	今治市子ども医療費助成条例（平成17年今治市条例第132号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	今治市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年今治市条例第150号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中

「

14 削除		
15 削除		

」

を

「

14 市長	今治市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、医療保険給付関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	今治市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護等関係情報、医療保険給付関係情報及び地方税法関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
略			略		
4 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの		4 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	今治市子ども医療費助成条例（平成17年今治市条例第132号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
6 市長	今治市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年今治市条例第150号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
略			略		
14 市長	今治市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、医療保険給付関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの	14 削除		
15 市長	今治市重度心身障害者医療費助	障害者関係情報、生活保護等関係	15 削除		

<p>成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>情報、医療保険給付関係情報及び地方税法関係情報であつて規則で定めるもの</p>		
<p>略</p>	<p>略</p>		

今治市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

駐車場の使用料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市立図書館条例の一部を改正する条例

今治市立図書館条例（平成17年今治市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第10条から第17条までを次のように改める。

（駐車場の名称及び位置）

第10条 今治市立中央図書館駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

（定義）

第11条 この条例において、深夜駐車とは、今治市立中央図書館地上駐車場の閉門時から開門時までの駐車のことをいう。

（使用できる車種）

第12条 駐車場を使用できる自動車の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。

（駐車場の使用）

第13条 駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。

- (1) 今治市立中央図書館を利用している者
- (2) 今治市立中央図書館で開催される会議、行事等に参加している者
- (3) 今治市立中央図書館の施設の維持修繕等を行っている者
- (4) その他教育委員会が必要があると認める者

2 前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

（駐車場の制限）

第14条 教育委員会は、駐車場が収容能力を超えた場合は、駐車を制限することができる。

（駐車場の拒否）

第15条 教育委員会は、駐車場に駐車しようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。

- (1) 危険物を積載している場合又はそのおそれがある場合
- (2) その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがある場合
- (3) その使用が他の自動車の駐車に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 開門時において、駐車しようとする者が第13条第1項に掲げる者以外の者である場合

(5) 前4号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合
(使用許可の取消し)

第16条 教育委員会は、第13条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 前条各号に該当することが判明した場合

(使用料)

第17条 使用者は、出庫までに、1回1台につき1,000円の使用料を納付しなければならない。

第23条第3項中「第16条」を「第17条」に改める。

第24条第3号中「第14条」を「第13条」に改める。

附則第5項の表中「第15条」を「第16条」に、「第14条」を「第13条」に改める。

別表第2中「第11条」を「第10条」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「第13条」を「第12条」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市立図書館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p><u>(駐車場の名称及び位置)</u></p>	
<p>第10条 <u>今治市立中央図書館駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p>	<p>第10条 削除</p>
<p><u>(定義)</u></p>	<p><u>(駐車場の設置)</u></p>
<p>第11条 <u>この条例において、深夜駐車とは、今治市立中央図書館地上駐車場の閉門時から開門時までの駐車のことをいう。</u></p>	<p>第11条 <u>今治市立中央図書館に駐車場を設置する。</u> 2 <u>駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p>
<p><u>(使用できる車種)</u></p>	<p><u>(供用時間)</u></p>
<p>第12条 <u>駐車場を使用できる自動車の種類は、別表第3のとおりとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。</u></p>	<p>第12条 <u>駐車場の供用時間は、別表第3のとおりとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止し、又は供用時間を変更することができる。</u></p>
<p><u>(駐車場の使用)</u></p>	<p><u>(使用できる車種)</u></p>
<p>第13条 <u>駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。</u></p>	<p>第13条 <u>駐車場を使用できる自動車の種類は、別表第4のとおりとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。</u></p>
<p>(1) <u>今治市立中央図書館を利用している者</u></p>	
<p>(2) <u>今治市立中央図書館で開催される会議、行事等に参加している者</u></p>	
<p>(3) <u>今治市立中央図書館の施設の維持修繕等を行っている者</u></p>	
<p>(4) <u>その他教育委員会が必要があると認める者</u></p>	
<p>2 <u>前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車をし</u></p>	

ようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(駐車の制限)

第14条 教育委員会は、駐車場が収容能力を超えた場合は、駐車を制限することができる。

(駐車の拒否)

第15条 教育委員会は、駐車場に駐車しようとする自動車は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。

- (1) 危険物を積載している場合又はそのおそれがある場合
- (2) その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがある場合
- (3) その使用が他の自動車の駐りに支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 開門時において、駐車しようとする者が第13条第1項に掲げる者以外の者である場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合

(使用許可の取消し)

第16条 教育委員会は、第13条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の

(使用の許可)

第14条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、入庫時の駐車整理券の交付をもって使用許可とすることができる。

(使用許可の制限)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可しない。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) その使用が他の自動車の駐りに支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(使用料)

第16条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 図書館利用者は、図書館開館中無料と

許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 前条各号に該当することが判明した場合

(使用料)

第17条 使用者は、出庫までに、1回1台につき1,000円の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第23条 略

2 略

3 利用料金の額は、第17条に定める額の範囲内とする。

4 略

(過料)

第24条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1)・(2) 略

(3) 第13条の許可を受けずに駐車場を使用した者

附 則

(読替規定)

5 第21条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

する。

(2) 図書館利用者以外の者は、30分までごとに100円とする。

(3) 最初の15分は、無料とする。

(使用料の徴収方法)

第17条 使用料は、駐車場の使用者が自動車を出庫させるときに、自動料金精算機により徴収する。

(利用料金)

第23条 略

2 略

3 利用料金の額は、第16条に定める額の範囲内とする。

4 略

(過料)

第24条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1)・(2) 略

(3) 第14条の許可を受けずに駐車場を使用した者

附 則

(読替規定)

5 第21条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第3条、第5条から第8条まで及び第12条から第16条まで	教育委員会	指定管理者
略		
第24条第3号	第13条	附則第5項の規定により読み替えて適用される第13条

別表第2（第10条関係）

表 略

別表第3（第12条関係）

表 略

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第3条、第5条から第8条まで及び第12条から第15条まで	教育委員会	指定管理者
略		
第24条第3号	第14条	附則第5項の規定により読み替えて適用される第14条

別表第2（第11条関係）

表 略

別表第3（第12条関係）

名称	供用時間
今治市立中央図書館地下駐車場	図書館開館時間
今治市立中央図書館地上駐車場	全日（入庫は、午前8時30分から午後9時まで）

別表第4（第13条関係）

表 略

今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方中学校運動場夜間照明施設を追加しようとするもの。

今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例

今治市立学校運動場夜間照明施設条例（平成17年今治市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表中吉海小学校運動場夜間照明施設の項の次に次のように加える。

伯方中学校運動場夜間照明施設	今治市伯方町木浦甲4134番地1
----------------	------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）
- 2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項中「、吉海小学校運動場夜間照明施設」の次に「、伯方中学校運動場夜間照明施設及び」を加える。

「参 考」

今治市立学校運動場夜間照明施設条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
施設名	位置	施設名	位置
略		略	
吉海小学校運動場夜間照明施設	今治市吉海町八幡157番地	吉海小学校運動場夜間照明施設	今治市吉海町八幡157番地
伯方中学校運動場夜間照明施設	今治市伯方町木浦甲4134番地1		
大三島中学校運動場夜間照明施設	今治市上浦町井口5610番地	大三島中学校運動場夜間照明施設	今治市上浦町井口5610番地

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市災害弔慰金等支給審査委員会を設置しようとするもの。

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年今治市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（審査委員会）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、今治市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（1） 医師

（2） 法律に関し学識経験を有する者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を引いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険条例（平成17年今治市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(過料)</p> <p>第9条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <hr/> <p>_____場合において</p> <p>は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(過料)</p> <p>第9条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

水道法（昭和32年法律第177号）第10条の国土交通大臣の認可等に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

今治市公営企業の設置等に関する条例（平成17年今治市条例第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中

「

124,089人	63,392立方メートル（分水量3,000立方メートルを含む。）
4,582人	1,913立方メートル
5,229人	2,095立方メートル
17,800人	8,770立方メートル

」

を

「

144,800人	61,000立方メートル
----------	--------------

」

に改める。

別表第1第2号の表中「451人」を「294人」に、「300立方メートル」を「239立方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1号の表の改正規定は、公布の日において水道法（昭和32年法律第177号）第10条の国土交通大臣の認可を受けていないときは、当該認可の日から施行する。

（今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 今治市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例（平成24年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の3を削る。

附則第1項ただし書第3号を削る。

「参 考」

今治市公営企業の設置等に関する条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第1（第3条関係） （1）水道事業				別表第1（第3条関係） （1）水道事業			
事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
今治市水道事業	別表第2のとおり	144,800人	61,000立方メートル	今治市水道事業	別表第2のとおり	124,089人	63,392立方メートル（分水量3,000立方メートルを含む。）
今治市玉川水道事業	玉川町畑寺、玉川町高野、玉川町中村、玉川町小鴨部、玉川町別所、玉川町八幡、玉川町鬼原、玉川町鈍川、玉川町龍岡上、玉川町龍岡下、玉川町法界寺、玉川町大野、玉川町三反地、玉川町摺木、玉川町與和木、玉川町鍋地、玉川町桂、玉川町御厩及び			今治市玉川水道事業	玉川町畑寺、玉川町高野、玉川町中村、玉川町小鴨部、玉川町別所、玉川町八幡、玉川町鬼原、玉川町鈍川、玉川町龍岡上、玉川町龍岡下、玉川町法界寺、玉川町大野、玉川町三反地、玉川町摺木、玉川町與和木、玉川町鍋地、玉川町桂、玉川町御厩及び	4,582人	1,913立方メートル

	玉川町長谷の各地区の一部
今治市菊間水道事業	菊間町浜、菊間町池原、菊間町長坂、菊間町高田、菊間町田之尻、菊間町種、菊間町佐方、菊間町松尾及び菊間町西山の各地区の一部
今治市越智諸島水道事業	大三島町肥海、大三島町大見、大三島町明日、大三島町宮浦、大三島宮浦地先、大三島町台、大三島町野々江、大三島町口総、大三島町浦戸、大三島町宗方、上浦町盛、上浦町井口、上浦町甘崎、上浦町瀬戸、伯方町木浦、伯方町木浦地先、伯方町北浦、伯方町有津、伯方町伊方、伯方町叶浦、伯方町叶浦地先、宮

	玉川町長谷の各地区の一部		
今治市菊間水道事業	菊間町浜、菊間町池原、菊間町長坂、菊間町高田、菊間町田之尻、菊間町種、菊間町佐方、菊間町松尾及び菊間町西山の各地区の一部	5,229人	2,095 立方メートル
今治市越智諸島水道事業	大三島町肥海、大三島町大見、大三島町明日、大三島町宮浦、大三島宮浦地先、大三島町台、大三島町野々江、大三島町口総、大三島町浦戸、大三島町宗方、上浦町盛、上浦町井口、上浦町甘崎、上浦町瀬戸、伯方町木浦、伯方町木浦地先、伯方町北浦、伯方町有津、伯方町伊方、伯方町叶浦、伯方町叶浦地先、宮	17,800人	8,770 立方メートル

窪町宮窪、宮窪町宮窪地先、宮窪町余所国、宮窪町早川、宮窪町友浦、吉海町幸新田、吉海町八幡、吉海町仁江、吉海町福田、吉海町泊、吉海町田浦、吉海町本庄、吉海町本庄地先、吉海町棕名、吉海町臥間、吉海町名、吉海町正味、吉海町名駒及び吉海町南浦の各地区の一部

窪町宮窪、宮窪町宮窪地先、宮窪町余所国、宮窪町早川、宮窪町友浦、吉海町幸新田、吉海町八幡、吉海町仁江、吉海町福田、吉海町泊、吉海町田浦、吉海町本庄、吉海町本庄地先、吉海町棕名、吉海町臥間、吉海町名、吉海町正味、吉海町名駒及び吉海町南浦の各地区の一部

(2) 簡易水道事業

事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
今治市簡易水道事業	関前岡村、関前小大下及び関前大下の各地区の一部	294人	239立方メートル

(2) 簡易水道事業

事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
今治市簡易水道事業	関前岡村、関前小大下及び関前大下の各地区の一部	451人	300立方メートル

(3) 工業用水道事業

表 略

(3) 工業用水道事業

表 略

財産の取得について（小型動力ポンプ）

次のとおり小型動力ポンプを購入する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|-------------|-----------------------------------------------|----|
| 1 品名、規格及び数量 | 小型動力ポンプ（水冷式B-2、資機材含む。） | 6台 |
| 2 購入の目的 | 大西方面隊及び菊間方面隊に配備の小型動力ポンプの更新 | |
| 3 購入方法 | 指名競争入札 | |
| 4 購入金額 | 21,318,000円 | |
| 5 購入の相手方 | 松山市桑原二丁目3番19号
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会
代表取締役 松井 信治 | |

「参 考」

小型動力ポンプ入札結果

業 者 名	入 札 金 額
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会	21,318,000 円
株式会社岩本商会	21,780,000
株式会社ヤマダ	22,110,000
小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社	23,100,000
株式会社新日本ライフテック	23,760,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（防火服）

次のとおり防火服を購入する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------------|
| 1 | 品名及び数量 | 防火服 100着 |
| 2 | 購入の目的 | 消防吏員に貸与する防火服の更新 |
| 3 | 購入方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 購入金額 | 27,500,000円 |
| 5 | 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「参 考」

防火服入札結果

業 者 名	入札金額（1回目）	入札金額（2回目）
四国通建株式会社	30,250,000 円	27,500,000 円
株式会社神野正文商店	29,000,000	28,000,000
株式会社四国ライト	30,000,000	28,000,000
株式会社久保商店 マルゴ今治店	33,000,000	辞退
宅丸販売株式会社	34,485,000	辞退
有限会社愛祐商事	35,970,000	辞退
株式会社安心堂	辞退	—
昭和防災商事株式会社	辞退	—
関消防株式会社	辞退	—
東石株式会社	辞退	—
有限会社豊島商店	辞退	—

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（教育系情報基盤システム用機器）

次のとおり教育系情報基盤システム用機器を購入する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| 1 品名及び数量 | 教育系情報基盤システム用機器一式（別紙内訳書のとおり） |
| 2 購入の目的 | 耐用年数経過による機器の更新 |
| 3 購入方法 | 指名競争入札 |
| 4 購入金額 | 26,950,000円 |
| 5 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「別 紙」

教育系情報基盤システム用機器内訳書

区 分	品 名	数 量
教育系情報基盤システム用機器	H C I サーバー	3 台
	管理バックアップサーバー	1 台
	L 3 S W	2 台
	無停電電源装置 A	1 台
	無停電電源装置 B	1 台
	K V M	1 式
	ソフトウェアライセンス	1 式

「参 考」

教育系情報基盤システム用機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	26,950,000 円
アカマツ株式会社	29,678,000
ケーオー商事株式会社	30,162,000
株式会社スジヤ	30,822,000
越智電機産業株式会社	31,680,000
BEMAC株式会社	32,615,000
株式会社IJC	辞 退
有限会社大喜	辞 退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、同機構規約を別紙のとおり変更する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約の一部を変更しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成18年2月3日愛媛県指令17市第1371号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

「参 考」

愛媛地方税滞納整理機構規約改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税並びに<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</u></p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</p>

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするもの。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

「参 考」

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約改正条項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び<u>法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務</u>を処理する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、<u>別表</u>によるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;">(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に<u>規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる</u>_____事</p> <p>務を処理する。<u>ただし、別表第1に定める事務については、関係市町において行う。</u></p> <p>(1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>医療給付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>保険料の賦課に関する事務</u></p> <p>(4) <u>保健事業に関する事務</u></p> <p>(5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u></p> <p style="text-align: center;">(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、<u>別表第2</u>によるものとする。</p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p>1 <u>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u></p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u></p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u></p> <p>4 <u>医療給付に関する申請及び届出の受付</u></p>

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別表____（第17条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>備考 略</p>	<p>並びに証明書の引渡し</p> <p>5 <u>保険料に関する申請の受付</u></p> <p>6 <u>上記事務に付随する事務</u></p> <p>別表第2（第17条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>備考 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和5年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和5年度 今治市水道事業決算書
 - 水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書

- 2 令和5年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和5年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

(単位 円)

	未処分利益剰余金
当年度末残高	409,645,038
議会の議決による処分額	△409,645,038
建設改良積立金への積立	△258,373,122
自己資本金への組入	△151,271,916
処分後残高	(繰越利益剰余金) 0

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和5年度 今治市簡易水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度 今治市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和5年度 今治市簡易水道事業決算書
 - 簡易水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書

- 2 令和5年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和5年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和5年度 今治市工業用水道事業決算書
 - 工業用水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書

- 2 令和5年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和5年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

(単位 円)

	未処分利益剰余金
当年度末残高	186,698,191
議会の議決による処分額	△123,106,382
建設改良積立金への積立	△123,106,382
処分後残高	(繰越利益剰余金) 63,591,809

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和5年度 今治市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度 今治市下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和5年度 今治市下水道事業決算書
 - 下水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書

- 2 令和5年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和5年度 今治市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度 今治市下水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

(単位 円)

	未処分利益剰余金
当年度末残高	246,230,376
議会の議決による処分額	△246,230,376
減債積立金への積立	△18,749,580
自己資本金への組入	△227,480,796
処分後残高	(繰越利益剰余金) 0

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月9日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年5月29日午後5時40分頃、市道品部本線（今治市大西町紺原甲248番1地先）において、相手方所有の乗用自動車が走行中、同市道の陥没箇所にて左側前輪を落とし、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 11,170 円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月12日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年5月2日午後1時10分頃、本市道路課職員が運転する市有貨物自動車が、市道本局線を直進し、市道青木川3号線との交差点（今治市南大門町二丁目2番2地先）に進入したところ、左側から同交差点に進入してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 25,148円
受取額 241,400円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月8日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年7月5日午前10時50分頃、越智西部広域営農団地農道（今治市野間乙270番5地先）に隣接する擁壁上部から同農道上にはみだしていた樹木が、同農道を走行中の相手方所有の乗用自動車に当たり、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 36,122円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月8日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年7月5日午前11時頃、越智西部広域営農団地農道（今治市野間乙270番5地先）に隣接する擁壁上部から同農道上にはみだしていた樹木が、同農道を走行中の相手方所有の貨物自動車に当たり、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 9,440円

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 公営企業資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	令和5年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	—	20.0
今治市簡易水道事業会計	—	
今治市工業用水道事業会計	—	
今治市下水道事業会計	—	

※資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和5年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。